

令和7年3月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多賀町長 久保 久良

市町村名 (市町村コード)	多賀町 (254436)
地域名 (地域内農業集落名)	藤瀬 (藤瀬)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月27日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地域の耕作者は個人農業者で、高齢化が進む中、後継者も見込めないため、新たな担い手の確保が必要である。
- ・中山間地域であり、傾斜地が多く、農地とその周辺の景観の保全に多大な労力を要する。今後も集落ぐるみでの管理が必要である。
- ・獣害被害と後継者不足により農地の遊休化が進んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻の栽培を継続する。
- ・条件が悪い農地も将来的に荒廃しないよう努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.14 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.14 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

藤瀬における農業振興地域内農用地の水田(青地の水田)を地域計画のエリアとする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落での話し合いを継続し、目標地図の確認と見直しを行いながら、農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
土地所有者の意向を踏まえつつ、農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
今のところ取組予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関と連携・相談し取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今のところ活用の予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①既設獣害柵の定期的な維持管理や補修作業を実施し適切に管理する。